

平成 29 年 6 月 15 日

各 位

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 石 田 建 昭

高 木 証 券 株 式 会 社  
代表取締役社長 飯 田 弘 二

### 株式売渡対価のお支払いのご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、高木証券株式会社（以下「高木証券」といいます。）は、平成 29 年 4 月 13 日（木）、高木証券の特別支配株主である東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社（以下「東海東京 F H」といいます。）による株式売渡請求を承認し、同日、かかる株式売渡請求を承認した旨を含む必要事項を公告いたしました。これにより、東海東京 F H は、平成 29 年 5 月 7 日の最終の株主名簿に記載または記録された高木証券の株主様（ただし、東海東京 F H および高木証券を除きます。）から、高木証券の普通株式（以下「本株式」といいます。）を、平成 29 年 5 月 8 日（月）に取得いたしました。

東海東京 F H が本株式の取得の対価（以下「株式売渡対価」といいます。）としてお支払いする金銭およびそのお支払い方法につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

なお、株主様にお支払いする株式売渡対価に対して所得税等が発生する可能性があります。税金に関するお問い合わせは、税理士等の専門家にご相談くださるようお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. お支払いする金額

本株式 1 株当たり 270 円をお支払いいたします。各株主様への具体的なお支払い金額につきましては、同封の「交付金銭計算書」に記載のとおりであります。

#### 2. お支払い方法

株式売渡対価のお支払いにつきましては、以下のお支払い方法にてお取り扱いさせていただきます。また、事務手続き上、高木証券を通じたお支払いとさせていただきます。

##### (1) 本株式の配当金につき口座振込のご指定がない株主様

ア. 同封の「交付金銭領収証」により、お近くのゆうちょ銀行または郵便局（銀行代理業者）のお取扱窓口でお受け取りいただくことになります。

なお、お支払期間は、平成 29 年 7 月 4 日（火）から平成 29 年 8 月 4 日（金）までとなりますので、お早めにお受け取りくださいますようお願い申し上げます。

- イ. 口座振込のご指定がなく、お支払い金額が 50,000 円以上となる法人の株主様には、追って貯金事務センターから送付されます、ゆうちょ銀行の「通常現金払（払出証書）」により、ゆうちょ銀行または郵便局（銀行代理業者）でお受け取りいただくことになります。
- 払出証書につきましては、お手許に届くまで多少日数を要しますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

- (2) 本株式の配当金の受取方法を「株式数比例配分方式」とされている株主様  
高木証券の株式が上場廃止となったことにより、証券会社を通じてお受け取りいただけないことから、(1)と同様の方法でお支払いいたします。

- (3) 本株式の配当金につき口座振込をご指定されている株主様  
本株式の配当金のお支払いと同様に、平成 29 年 7 月 4 日（火）に、東海東京 F H を振込人として、ご指定の口座にお振り込みいたします。
- なお、ご指定の口座へお振り込みができなかった場合は、(1)イ.と同様の方法でお支払いいたします。

ご不明な点がございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

（高木証券株式会社株主名簿管理人）

〒541-8502 大阪府中央区伏見町三丁目6番3号

電話 0120-094-777（通話料無料）

フリーダイヤル利用時間 土・日・祝日を除く 9：00～17：00

以 上